

**青梅市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例**

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 4 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

生産緑地法第 3 条第 2 項の規定にもとづき、青梅市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模について定めたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例**

(趣旨)

第 1 条 この条例は、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項の規定にもとづき、青梅市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模について定めるものとする。

(規模)

第 2 条 法第 3 条第 2 項の規定により条例で定める区域の規模は、300 平方メートル以上とする。

付 則

この条例は、令和元年 11 月 1 日から施行する。